

令和5年 中間市農業委員会総会（7月）議事録

1. 開催日時 令和5年7月12日（水）10時00分開会～10時29分閉会
2. 開催場所 中間・遠賀リサイクルプラザ
3. 出席委員 5名  
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子  
4番 日高誠司 5番 貞末 照
4. 推進委員 3名 丸山 政和 日高 靖 田中 久光
5. 傍聴者 1名 阿部 伊知雄
6. 事務局 3名 宮崎事務局長 深川補佐 坂本
7. 議事日程について  
議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権設定)  
議案第18号 農用地利用配分計画案に関する意見について (利用権設定)  
議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのおようですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は5名で委員定数の全員が出席しております。よって、令和5年7月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。今回は報告事項についての議題がございませんので、議案事項について議題とします。それでは議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」です。所有者が農地中間管理機構に貸し付けして、次の議案で農地中間管理機構から担い手に貸し出すことに

なります。

利用権の設定を受けるものは、すべて農地中間管理機構として統一されておりますので、1件目だけ説明しまして以下省略いたします。それでは説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字洗込。面積2,901㎡。利用権を設定する者。中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。利用期間9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

2件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下。面積583㎡。同じく。面積359㎡。同じく。面積1,208㎡。同じく。面積1,199㎡。同じく。面積635㎡。合計3,984㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。利用期間5年9ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

資料2ページをお開きください。

3件目、農地の所在地中間市大字上底井野字木屋根。面積798㎡。同じく字義王。面積1,189㎡。同じく。面積198㎡。同じく。面積1,488㎡。同じく字神手。面積1,092㎡。同じく。面積86㎡。同じく。面積1,041㎡。同じく。面積142㎡。合計6,034㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。利用期間10年3ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

資料3ページをお開きください。

4件目、農地の所在地中間市大字下大隈字土手外。面積647㎡。同じく字尾尻。面積1,222㎡。同じく字六反田。面積1,001㎡。同じく。面積869㎡。同じく。面積960㎡。合計4,699㎡。利用権を設定する者、住所中間市土手ノ内1丁目。利用目的田。利用期間6年3ヶ月。10a当たり賃借料11,000円。

5件目、農地の所在地中間市大字垣生字五楽。面積829㎡。同じく。面積1,840㎡。同じく。面積1,618㎡。同じく。面積1,761㎡。同じく。面積1,642㎡。同じく字榎町。面積1.62㎡。同じく。39㎡。同じく。1,882㎡。同じく。1,584㎡。同じく字番城田。面積2,660㎡。同じく。面積91㎡。同じく。面積59㎡。同じく字八反田。面積2,632㎡。同じく。面積1,414㎡。合計18,052㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用期間9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

資料5ページをお開きください。

6件目、農地の所在地中間市大字垣生字割更。面積650㎡。利用権を設定する者、住所鞍手郡鞍手町大字新延。利用目的田。利用期間9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

7件目、農地の所在地中間市大字垣生字割更。面積1,207㎡。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用期間9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

8 件目、農地の所在地中間市大字垣生字城丸。面積 1,259 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用期間 9 年 9 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。祖母と共有名義であり、利用権を設定する者が代表として申請されております。

資料 6 ページをお開きください。

9 件目、農地の所在地中間市大字垣生字城丸。面積 2,421 m<sup>2</sup>。同じく字高縄手。面積 2,637 m<sup>2</sup>。同じく。面積 2,679 m<sup>2</sup>。同じく。面積 2,598 m<sup>2</sup>。同じく。面積 2,396 m<sup>2</sup>。同じく字割更。面積 2,500 m<sup>2</sup>。同じく。面積 438 m<sup>2</sup>。同じく。面積 335 m<sup>2</sup>。同じく。面積 392 m<sup>2</sup>。同じく。面積 1,198 m<sup>2</sup>。同じく。面積 963 m<sup>2</sup>。同じく。面積 1,595 m<sup>2</sup>。同じく。面積 753 m<sup>2</sup>。同じく。面積 956 m<sup>2</sup>。同じく。面積 577 m<sup>2</sup>。大字上底井野字八反田。面積 556 m<sup>2</sup>。同じく。面積 1,656 m<sup>2</sup>。合計 24,650 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用目的田。利用期間 9 年 9 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

10 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字桶淵。面積 338 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所中間市中央三丁目。利用目的田。利用期間 2 年 9 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

資料 8 ページをお開きください。

11 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田。面積 1,575 m<sup>2</sup>。同じく。面積 1,867 m<sup>2</sup>。合計 3,442 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所福岡県遠賀郡遠賀町大字木守。利用目的田。利用期間 5 年 3 ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

12 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田。面積 1,089 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者、住所遠賀郡遠賀町大字木守。利用目的田。利用期間 5 年 3 ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

説明いたしました 1 件目から 12 件目までの農地の位置図につきましては、9 ページから 16 ページに載せておりますのでご確認ください。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決を取ります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数のため、原案どおり承認されました。

これで議案第 17 号を終わります。

柴田議長：議案第 18 号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」

を議題といたします。

それでは提案理由のご説明を求めます。

事務局：資料17ページをお開きください。

議案第18号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」の説明をいたします。議案第17号で承認された農地利用集積計画を担い手さんに配分する議案となります。貸し手が農地中間管理機構になりますので、農地と権利の設定を受ける者を読み上げます。では説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字洗込。面積2,901㎡。権利の設定を受ける者。中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15年4月30日、9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

2件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下外4筆。合計3,984㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和11年4月30日、5年9ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

資料18ページをお開きください。

3件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根外7筆。合計6,034㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15年10月31日、10年3ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

資料19ページをお開きください。

4件目、農地の所在地中間市大字下大隈字土手外外4筆。合計4,699㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和11年10月31日、6年3ヶ月、10a当たり賃借料11,000円。

5件目、農地の所在地中間市大字垣生字五楽外13筆。合計18,052㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15年4月30日、9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

資料21ページをお開きください。

6件目、農地の所在地中間市大字垣生字割更。面積650㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15年4月30日、利用期間9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

7件目、農地の所在地中間市大字垣生字割更。面積1,207㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15年4月30日、9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

8件目、農地の所在地中間市大字垣生字城丸。面積1,259㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15

年4月30日、利用期間9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

資料22ページをお開きください。

9件目、農地の所在地中間市大字垣生字城丸外16筆。合計24,650㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和15年4月30日、9年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

10件目、農地の所在地中間市大字中底井野字桶淵。面積338㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市中央三丁目。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和8年4月30日、利用期間2年9ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

資料24ページをお開きください。

11件目、農地の所在地中間市大字中底井野字木屋瀬田外2筆。合計4,531㎡。利用権の設定を受ける者、住所福岡県遠賀郡遠賀町大字木守。利用目的田。存続期間令和5年8月1日から令和10年10月31日、利用期間5年3ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

説明しました1件目から11件目までの農地の位置図につきましては、25ページから32ページに載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数のため、原案とおり承認されました。

これで議案第18号を終わります

続きまして、議案19号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

事務局：資料28ページをお開きください。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」説明をいたします。現在の所有権を持たれている農地の所有者さんが中間管理機構に売買をして、中間管理機構が担い手さんに売買をするようになっていきます。中間管理機構を通すことにより、受けれる控除と土地の登記業務を代わりに行ってくれます。認定農業者さんで農業の経営面積の1.6ha以上の方が、中間管理機構を通されての売買をされる方が多くなってまいります。

それでは説明いたします。

農地の所在地中間市大字下大隈字土手外。面積 228 m<sup>2</sup>。同じく。面積 442 m<sup>2</sup>。合計 670 m<sup>2</sup>。所有権移転する者。住所中間市大字下大隈。所有権移転を受ける者公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。売買価格 154,100 円。移転時期令和 5 年 7 月 25 日。支払方法口座振替。支払期間令和 5 年 7 月 25 日。こちらの位置図につきましては、29 ページに載せておりますのでご確認ください。

柴田会長：本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数のため、原案とおりの承認されました。

はい、ありがとうございます。

これで議案第 19 号を終わります。

賛成多数のため、原案のとりの承認されました。これで議案 19 号を終わります。

続きまして「その他について」を議題といたします。

事務局ありませんか。

事務局：ありません。

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第 9 条により議長において、白橋委員、井上委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

議事録署名委員

白 橋 幸

井 上 俊子